

# 初期アングロ・サクソン国家における王領

——前封建国家の歴史的 성격、その一——

田 中 正 義

—

イングランドに於ける初期の教会の組織過程究明のために最も重要な史料たる、第八世紀前葉—七三四年十一月五日附ヘーダのヨーク司教 Ecgberht [Egbert] (在職 732~766) 宛の書簡 ≪ Epistola Baedae ad Ecgbertum Episcopus へには、そこに次の如き諸記述が見出される。

... Et quidem nouimus quia per incuriam regum praecedentium, donationesque stultissimas factum est, ut non facile locus uacans, ubi sedes episcopalis noua fieri debeat, inueniri ualeat....

... Quod enim turpe est dicere, tot sub nomine monasteriorum loca hii, qui monachicae uitae prorsus sunt expertes, in suam dicionem acceperunt, sicut ipsi melius nostis, ut omnino desit locus, ubi filii nobilium aut emeritorum militum possessionem accipere possint ; ...

此処に「[Northumbria 王国の] 諸先王の軽率に依って」〔修道院に対する〕最も馬鹿げた諸々の寄進に依って

初期アングロ・サクソン国家における王領

(*per incuriam regnum praecedentium, donationesque stultissimas*)、今や新しい司教の座が設けられ得る・空いた土地 (*locus vacans*) を見出すことの容易ならざる事態が発生している、と云われる場合の空いた *locus*、或いは又、之を語るだに恥しき事ながら、猊下 (エグバート) 自身余 (ベータ) 以上に良く知れるが如く、今や貴族の息子たち又は老練なる従士<sup>ミイレ</sup>の息子たちが領土を受領し得る所の土地 (*locus, ubi filii nobilitum aut emeritorum militum possessionem accipere possint*) の完全なる缺如を見るほどにしかく多くの土地 (*tot loca*) を、修道院生活「の何たるか」を皆目解せざる徒輩が、修道院の名に於て (——将来其処に修道院を建設することを口実として) その支配下に収めている、と云われる場合の *locus* は、もともと、「七王国」(*Heparchy*) 時代のイングランド北部の一国家——ノーサンブリア王国に於ける、古代ローマの *fiscus* にもなぞらるべき「王領」(*royal demesne*) を表わしていると推断せられる。

すなわち、右の書簡は、抑々、第六世紀末ローマ・カトリック教の伝来以来第七世紀一般にイングランドに昂揚を見た宗教的感情のまた漸く沈滞期に入れる第八世紀、ここノーサンブリアの *Wearmouth-jarrow* 修道院 (*Twin-Monasteries*) に六八〇年 (七歳時) このかた五十四年にわたる *aut discere, aut docere, aut scribere* (《*Historia ecclesiastica, Lib. V. Cap. xxiv.*》) の生涯を送り来れるベータが、その死の前年、元来彼の弟子にして時恰もヨークの司教に聖別せられたばかりのエグバート——ベータの死せる年ヨーク大司教となる——に対して、今や彼等の郷国ノーサンブリアが危急存亡の重大時期にさしかかっている旨警告し、今こそ第六世紀末 (五九七) イングランドへその最初のカトリック宣布者 *Augustinus* [*Augustine of Canterbury*] (*d. 604*) を差遣せる大教皇 *Gregorius* 一世 (在位 590~604) の初め設計に係るところの組織形態にノーサンブリアの教会をより良く適合せしめんがため、筆者の

提案する一連の諸改革を受け容れて、勇氣を以て之を断行することの緊要なる所以を縷々力説せる所の、筆者ベーダの世俗を分離せる迂儒ならずしてまさに当代の公共的諸問題にも経世家的一隻眼を有せしことを優に立証するに足る大文章であるが、就中前引の箇所を含むその第九―十一節に於ては、ベーダは、その郷国の目下陥りつつある危機の様相を、各司教がその管区内を毎年隔々まで巡錫し得るよう「司教管区の数をやすと云う宗教的目的、また北狄（ピクト）侵入の不安に対処すべく新たに王の軍事的従者を彼等に適合的なる生計の資を保証することに依つて整備すると云う軍事的政治的目的のため、土地不足の現状の裡に認め、而してその因由する所は、信仰的に観てくだらぬ俗人がただ単に国家と国王とに対する軍役の義務・貢租給付の義務その他の公共的世俗的負担を免れてその土地を占有し得んがために、いま修道院創建に名を藉りて王より広大なる土地の譲渡を贏ち得つつあることに在りとして、須らくヨークの司教としてエグバートが、「其処には神意に副つて規則正しき〔修道〕生活が維持せられているのでもなければ、また蛮族から我が民族を守る世俗勢力（―有力者）の従士或いはコメスに依つてそれらが所持せられているのでもないが故に、世間で言う如く神の爲にも人の爲にもならざる所の土地」(loca, quae, ut vulgo dici solet, neque Deo neque hominibus utilia sunt, quia videlicet neque regularis secundum Deum ibidem uita seruatur, neque illa milites siue comites secularium potestatum, qui gentem nostram a barbaris defendant, possident)を占拠せる、斯かる国家・教会破壊の元兇たる多数の‘pseudo-monastery’を調査して、即刻斯くの如き欺瞞的なる修道院に対し過去の諸王の与えたる土地権利文書 (title-deed) を無効としてその土地を回収し、これらの広大なる土地を軍事的従者の生活保障またより多くの司教管区の創設と云う、より大いなる国家的諸目的のために役立つべきことを、切言しているのである。

しからば、かかる 'pseudo-monastery' の土地を含めてひろく教会・修道院の土地は、当時一般に土地占有の形態としては、いま如何なる夫れに属したのであろうか。

当時、ヘプターキイ時代に於て、諸国の国王が第七世紀の初葉このかたいずれもその領土 (*territoria*) の大いなる部分を概してまとまれる形で一般に広義の教会又はこれが代表者に「寄進」していたことは、諸王の法典と共に「ノルマン征服」(一〇六六)に至るアングロサクソン時代の全般を通じて源泉史料の主要部門をなす、ラテン或いはオウルド・イングリシュで書かれた土地権利文書——いわゆる *charter* 中、六〇〇年以降七五〇年迄のその初期の夫れ約四〇通の殆んどすべてが、その土地譲渡者が王或いは下王 (*subregulus*) であり、その土地の被授与者が死せる聖人、教会、司教、僧院長或いは修道僧の団体であることを明らかに示していることよりも明白なる所であるが、その場合、たとえ被授与者が俗人であっても、その贈与は彼が其処に教会を建立し得んがために、或いは既存の教会に奉納し得んがために彼に対して為されるものであったことが、飽くまで留意せられなければならない。<sup>(3)</sup> 例えは、六七四年(?)の頃に、ノーサンブリアの南隣 Mercia 王国の国王 Wulfhere は、その親族 (*propinquus*) の Berhterth に対し、その土地の一部を (*aliquam partem agri*)、即ちその地方の人に依つて Dillington と呼ばれる処(6)の五マンス(Ⅱ五・ハイド)〔の土地〕(*v. manentes, ubi ruricoli nominantur Dilingtun*)を、農地<sup>(4)</sup>、森林、及びその土地に属する総ての附屬物と共に (*cum campis et silvis et omnibus utensilibus rebus ad is-agro pertinente*)、永代的な相続財産として (*in hereditatem perpetuam*) 譲渡しているのであるが、その場合被授与者ベルフェルズがその欲する所に斯かる土地を与える完全な法的権能を有したことは、右に抄引した箇所に基づくついで、該チャータが、「汝(—ベルフェルズ)は汝の選ばんとする如何なる者に対しても譲渡或ひは

贈与し得るやう永久に且つ持続的に所有し得べし」(aeternaliter ac perseverabiliter possideat abendi vel dandi *cuiuscunque eligere voluerit*)と附言している所から瞭らかであつて、チャーターの文面には、ベルフェルズが斯かる土地を敬虔なる用途に捧げることを目論んでいると云うがごときことは、その何処にも書かれていない。にも拘らず、斯かることが、明らかに諒解事項として存したることは、抑々このデイリングタンの五ハイドの土地の俗人ベルフェルズに対する贈与がチャーター劈頭に銘記せられてある如くウルフヘーレに依つて「全能なる神の、またその(神の)忠実なる僕たる使徒聖ペテロの、愛のために」(*pro amore omnipotentis Dei et illius fidelis ministri beati Petri apostoli*)為されてゐると云う一事に照しても、いささかの疑いをも容れないのである。然るに、かくして王領の一部がひとり広義の教会に対してのみならず俗人に対しても宗教的目的のために用いらるべくさかんに贈与せられた結果、今や其処に我々がさきにベーダの書簡に認めた如き多数の「擬装修道院」(*pseudo-monastery*)の簇生なる事態を見るに立ち至つたのである。もともと、斯かる俗人は、真実の宗教的信仰には縁遠く、偏に国家 $\parallel$ 国王に対する公的負担を免れて土地を占有せんとする世俗的動機に支配せられていた、当時の社会に於ける上層の富裕なる俗人たちであつた。かくて、彼等が修道院建設を理由として国王より土地を贈与せられたと云つても、夫れは、多くの場合、王の立場よりすれば贈与の仮面をかぶれる買却にしか過ぎず、斯かる富裕なる俗人たちはいま土地権利文書を言わば買、取つたのであることが、注意せられなければならない。そのことは、さきのウルフヘーレのチャーターに前引箇所に引續いて「此の土地は純金参拾マックス( $\parallel$ 九〇〇銀ペンス)を以て特権地たらしめらるべし」(*hoc agrum liberatum est cum .xxx. mancusis cocci auri*)なる一句の存することに依つても、また現にベーダの前記書簡の第十二節冒頭に「しかし〔俗人の〕他の者たちは……諸王に金子を提供し、修道院を建設するてふ口実の

もとに諸々の土地を購ふ」(at alii... dala regibus pecunia, emunt sibi sub praetextu construendorum monasteriorum territoria)とあることに依つても、瞭らかなる所である。かくして爰に設立を見た修道院の内実が如何に眞の修道院の夫れとは懸けはなれたものであつたかは、蓋し思い半ばに過ぎるものがあるであらう。今や垂涎措く能わぬ大いなる土地財産を首尾良く入手するを得た俗人たちは、夫れを財源として修道院を建設したが、原理的にその建設者たる俗人家族そのものの財産を表わせる斯かる修道院は、いわゆる‘family monastery’としていま建設者たる俗人の世帯が即自的に転化せられたるが如き形態を示し、俗人修道院長は依然彼の妻と共に所帯を持ち子を儲け通例的な家族生活を営み、其処には斯かる僧院長に依つて「不服従の罪を犯せる廉を以て眞正の修道院より放逐せられて」(ob culpam inobedientiae veris expulsos monasteriis)いたのを偶々何処かで拾い上げられた者——或いは当該(眞正)修道院より誘き出された者、またはもともと建設者たる俗人の従者(satellites)にして今やその主人に依り剃髪して修道僧たらしめられた者、の如きが多数充満していた。夫れは、まことに、ベードをして、「雀蜂もたしかに蜂の巢を営み得るも彼等はそのうちに蜜ならざる毒をこそ蓄ふ」なる俚諺(vulgi proverbium)の眞実よく当嵌る・自由に情慾(libido)の跳梁するに身を委ねいる・「今や人に対すると同時に神に対する奉仕よりも免れらるる」(liberi exinde a diuino simul et humano seruitio)と言わしめた所の俗人、——斯くの如き俗人の長たる修道院であつたのである。

而して、斯かる偽装修道院の俗人院長をしてみま「人に対すると同時に神に対する奉仕よりも免れ」てあることをまさに可能ならしめた所のものこそは、とりもなおさず、彼等俗人院長が一国の国王よりかちとれる、ベードの書簡第十二節にいわゆる「王の布告」(regalia edicta)或いは「特権に関する文書」(litteras privilegiorum)一般に

謂うところのチャータ、特に当時オウルド・イングリッシュ *bōc* (Modern English—book) と呼ばれたものであったのである。即ち、斯かる私人に依って私的に所有せられたる 'family monastery' の土地は、一般の教会・修道院の土地と同様、いま '*bōc*' の権利 (*right*) [= *bōcright* (bookright)] に依って占有せられる所の土地——*bōc-land* (bookland) にほかならず、その本質的屬性は、抑々それが ≪ *hereditarius* ≫ ('hereditary') の或いな ≪ *in perpetuum* ≫ ('in perpetuity') の土地占有の形態たる点に求められぬのである。<sup>(6)</sup>

斯かる 'family monastery' の土地占有に関する具体的な事例は、これを、七三六年マーシア王——否、「単にマーシア人の王たるに止まらず、また南イングランド人なる一般の称呼に依って呼ばれる所の」(Humber 河以南の)すべての諸地方「人」の王たるもの」(rex non solum Mercersium sed et omnium provinciarum quae generale nomine Sutangli dicuntur) として、当時ノーサンブリアを除く「七王国」時代イングランドの霸王 (*Bretwalda*) の地位に在った、*Aethelbald* (r. 716~757) が、その配下の州太守 (*ealdorman*) の *Cyneberht* に対して授与せる今日の *Worcestershire* に於ける旧 *Ismere* 地方の *Stour* 河畔一〇ノイテ (*.x. cassati*) の土地に就いて認めることが出来るが、<sup>(7)</sup> また、七三六—七三七年の間に開かれた宗教会議 (*synodus*) に於てキャンタベリ大司教 *Nothhelm* の主宰の下にその相続権を繞る係争に断が下された所の、一修道院の土地に就いても明らかに之を認めることが出来る。<sup>(8)</sup> その係争問題と云うのは、こうである、<sup>(9)</sup> 「最も光輝あるマーシア人の王」(*gloriosissimus Mercensium rex*) たゞ *Aethelred* (r. 675~704) が、「*Hwicce* 人の下王」(*subregulus Hwiccorum*) の *Oshere* に要請せられてとてふ<sup>(10)</sup> *Tilath* (今日 *Gloucestershire* を流れる *Coln* 河上流にあたる) と呼ばれる河の畔の「二〇ノイテの土地」(*terra .xx. cassati*) を、「其処に於ける修道院建設の目的を以つて」(*ad construendum in ea mon-*

asterium) ʼ Dunne と彼女の姉妹の Bucge など二人の尼僧 (*sanctimonialibus*) に対し、 ʼ「自由なる権能を有する教会 (Worcester の司教の座のあゝ) の権利に依り占有すべく」授与した」 (in ius ecclesiasticum sub libera potestate) <sup>(11)</sup> と云ふで、 ʼ「神の婢」 (Dei famula) たる前記「ダウンネは、その死に臨んで、彼女がその時独り統轄した前記の地所 (*agellus*) に建てられていた所の僧院を、 ʼ「その、僧院の」土地とともに当該土地のことに就いて記せるチャータと共に」 (cum agris suis necnon et cartulam descriptionis agri) ʼ、当然の事として彼女の娘の娘に対しその所有にまで「譲渡した」 (*filie nimirum filie suae in possessionem*)。 ʼ「かかる、 ʼこのもの (ダウンネの孫娘) は猶ほ未だ余りにも幼き年頃に在りしが故に」 (quia haec in parvula adhuc aetate erat posita) ʼ、彼女は「文書に認められたる土地のチャータ」 (*cartula conscripti agri*) のみならず一切の僧院の管理 (*procuratio*) をも、 ʼ「彼女が〔十分〕成熟せる年齢に到達する迄」 (quo adusque illa ad maturiorem pervenisset aetatem) ʼ、既婚の婦人なる彼女の母親に対してその保管に委ねた」 (*matri illius maritalae conservandam injunxit*) のであつた。 ʼ「ところがその後時日が経過して彼女が成年に達し」 ʼ「当該チャータの返還を求むるや、 ʼ「彼女 (母親) は、夫れを返すことを欲せず、答うるに、この至尊なるもの (—チャータ) の既に盗まれあることを以てした」 (*illa reddere nolens, furtu hanc sublatam respondit*) のである。その結果遂に此の事件 (*negotium*) は一切、宗教会議に持出 (*perfero*) されたわけであるが、同会議は全会一致して大司教ノスヘルムともども、次の如き判決を下した。即ち、 ʼ「諸王の〔寄進〕にせよ、将又上述の神の婢ダウンネの〔寄進〕にせよ、〔凡そ〕寄進に関するこのチャータは、抑々最も明白に記され、前述の尼僧院長 (—元来ダウンネの孫娘) Hrothwaru に対して、与えられし筈のものであり」 (hanc cartulam donationis vel regum vel supradictae Dei famulae Dunnan manifestissime describi, pre-



*fataque abbatissæ Hrotuvari reddi*)、<sup>12</sup>「かかる僧院の所有〔権〕(—フロスワルに依る)は元来最も安固なるべき筈のものである」(*ejusque possessionem monasterii firmissimam esse*)。その際「窃みによるにせよ、或いは又如何なるものであれ何らかの詐欺的なる手段を以て〔チャータを〕持ち去ることによるにせよ、土地の譲渡に関するかの本源的なチャータをは敢えて取上げんとする者は、最も神聖なる宗教会議の決定に依り、当然有罪を宣せられ、且つ又呪咀せらるることとなる」(*damnato nimirum eo, atque anathematizato synodi sacratissimi decreto qui cartam illam subscriptionis agri primitivam vel per furta vel quolibet modo fraudulentè auferendo subripere presumpsit*)と。而して、宗教会議は、なお、「彼女(フロスワル)の死後は、〔その〕土地に関する此の文書は、彼女の祖先たち(すなわち Dunne と Bugge)に依り以前に定められし如く、ウスタ市の司教座に復帰せらるべし」とある〔*post obitum ejus sicut ante statutum fuit a senioribus ejus ad episcopalem sedem castrum Uuegermensis liber hic cum terra reddatur*〕との判決を下してゐるのである。

右の七三六—七三七年の宗教会議に於てチャータの継受を基軸として尼僧院長 Dunne より同じく尼僧院長 Hrothwau へのその相続の決定せられた、一個の私有財産としての修道院が、実はグロスタシヤの <sup>(12)</sup>Winington 修道院であったと云ふことは、さきの文書をいま七七四年ウスタの司教 Mildred の発行に係るチャータと校合してみることに依つて、明かに認識せられる所である。即ち、この後者のチャータによれば、もと「Hwicce 人の下王 Oshere が神の婢 Dunne に、マーシア人の王 Ethelred の同意を得て、将来夫れが教会(ウスタの司教の座のある)の〔所有〕権に帰する」と云ふ条件の下に授与した」(*Oshere subregulus Huiciorum Dunnan famulæ Dei ut esset juris ecclesiastici tradidit, consentiente Æthelredo regi Marcionum*) へのその土地である、<sup>13</sup>「*Tillnoth* と呼

ばれる河（前記 *Tyllath* 河に同<sup>(13)</sup>）の西側に位置したる *Whington* と呼ばれる修道院の土地——「二一ノイア」  
(*terra monasterii quod nominatur Uuidandun, quod situm est in occidentali parte fluvii qui dicitur Tillnoð .xxi. manentes*) は、その後、ダウンネが「彼女の〔生涯の〕後〔その之を〕所有すべく彼女の娘の娘すなわち尼僧院長 *Hrothwaru* に、最も尊崇せらるべき〔ウスタの〕司教の *Ecgwine* の認知並びに許諾の下に遺贈する所となつた」(Post se reliquid possidendam filiae filiae suæ, *Hroðuware, scilicet abbatissæ, cum conscientia atque licentia Egcuuni reverentissimi episcopi*) のである。然るに、その後又今日に至る迄に、「先述の尼僧院長フロスワルは、夫れを余（ウスタ司教ミルドレド）自身の特権ならびに所有権の存する形に於て余に譲渡して居る」(*illa prædicta Hroðuware abbatissa mihi in jus propriae libertatis atque possessionis largitus est*) のでも、<sup>(14)</sup>「今や余は、夫れを、神の摂理に依つて余の指導の下に置かれたる神の僕たち（ウスタ教会所属の一般に聖職者たち）の許しを得て、快く *Alfred* の娘なる尊敬せらるべき尼僧院長の *Æthelburh* に授与す。」(Nunc ergo cum licentia servorum Dei, qui sub meo regimine Dei providentia constituuntur, libenter *Æðelburge honorabili abbatissæ, filiae Ælfredi eam trado.*) と云うのである。但し、その場合、そのあとに直ぐ「<sup>(15)</sup>「その生存中は彼女が夫れを所持し所有し、而して彼女の死後は、其処はまた *Hwicce* 人〔の地方〕の司教の座の置かれたる処でもある所の、ウスタ市に所在する、使徒の長たる聖ペテロの教会に、余の靈魂の永遠の救済のために夫れは再び返還せらるる」(*ipsa vivente habeat et possideat, et post obitum eius ad ecclesiam beati Petri principis apostolorum, quæ sita est in Uueogerna civitate, ubi et pontificalis cathedra Huiciorum constituitur pro æterna redemptione animæ meæ iterum reddat*) と云う条件が其処に附せられているのが注目せら

れる。

是れに由つてみると、さきに Dunne よりその未婚の孫娘 Hrothwaru へチャータに「最も明白に記され」たる hereditary な権利に基き「当然」継承せられた、「元来最も安固なる」一個の私有財産としてのウィズィングタン修道院の土地は、今や明らかにその性格を変じてきていることが知られる。すなわち、夫れは、フロスワルからウスタ教会もしくはその代表者としてのウスタ司教の所有に移れるのち、斯かるものとして、ウスタ司教に依つて、Alfred なる者の娘 Ethelburn に対し、このたびは、一時的に——彼女の生涯の間、授けられているのである。

而して、かかる hereditary ならざる temporary な土地の授与 (grant)、別言すれば absolute ならざる conditional な土地の授与は、我々はこれを、さきのベータの書簡に於て王領の偽装僧院への不用意なる寄進に依り夫れの妨げられていることが激しく非難せられた、かの *miles* あるいは *comes* なる、当時オウルド・イングリシュで *gesith* と呼ばれた所の軍事的従者層に対する土地の授与の場合に於てもまた認めることが出来よう。

勿論、ベータの書簡は、ヴィノグラードフが正しく指摘しているように、<sup>(14)</sup> 夫れ自体、必ずしも、斯かる授与が本来 temporary なもの——conditional なものであるとも、司教管区の創設の場合また真正の修道院への寄進の場合同様に hereditary な或いは perpetual なもの——absolute なものではないとも、言っている訣ではない。然し乍ら、いま此の場合の授与が temporary な conditional なものではなくして飽くまで perpetual な absolute なものであるとしたならば、従つていま若しイエズイースに授与されれば授与されるだけ王領の土地が永久に失われることになるとしたならば、曾つてチャドウィックも指摘したように、<sup>(15)</sup> ベータの慨歎する所の、当時ノーサンブリア王国に進行していた、イエズイースの生活を支えるために役立たしめられ得る土地の量の急激なる減少過程は、依然

同様に進行して、毫も事態の改善せられる所はないであろう。のみならず、既に我々は、ベードダ当時の初期の時代に王(或いは下王)より俗人に対して土地が永久的に授与せられるのはたとい表面上のことにもせよすべて宗教的目的の其処に存した場合に限られた、と云うことについて学ぶ所があったのである。かくて、我々は、ベードダの書簡に表われた第八世紀初葉の頃までのノーサンブリア王国に於ける王の軍事的従者に対する土地の授与は、曾つてのシイボウム<sup>(17)</sup>、最近に於けるステンタン<sup>(18)</sup>と共に、被授与者の生涯に限られたものであったと推断せざるを得ないのである。

いったい、ひとりノーサンブリアと言わず、ひろくイングランドの俗的貴族社会に於ては、第八世紀の初葉に至つてすら、もと国王の授与に由来し、斯かる国王の授与を通じて夫れを手に入れたる者の後継者へ永久的に伝えられるものとしての土地財産なる觀念は、所詮なお一般的ではなかつたであろう。<sup>(19)</sup> 即ち、元來彼に個人的に忠誠を誓う従者(gesih)としてのそのいわゆる comitatus (Gefolgschaft) の關係に於て、国王に対し専らその軍事的技能を以て奉仕し來れる人々は、やがて、最初は飽くまで過去、の彼等の奉仕に対する報償 (reward) として土地をあてがわれるに至つたであろうが、而もその初めは夫れはなお被授与者の一代の間に限られ、決して世襲財産としてその後継者たちに繼承せられると云うことはなかつたと思われる。かくて、斯かる軍事的従者の息子たちが漸く成年に達し、結婚して一家を構えんと欲するに至つても、なお彼はその父親の土地を譲り受ける訣にはいかず、その土地に関し父親の主君たる或いはその後継者たる国王より新なる grant を贏ち得なければならなかつたと思われるのである。而して斯く解して又初めてよく、本節冒頭に引ける、ベードダの書簡の、「之を語るだに恥しき事ながら、貌下(エグバート)自身余(ベードダ)以上に良く知れるが如く、今や貴族の息子たち又は老練なる従士の息子たちが領地を受領し得る所の土地の完全なる缺如を見るほどにしかく多くの土地を、修道院生活の何たるかを皆目解せざる徒輩が、修道院

の名に於てその支配下に収めてゐる」と云う一節が、我々に言葉の全き意味において理解され得るものとなるであらう。其処には、単に貴族又は老練なる従士に非ずして斯かる彼等の息子たちが領地を受領し得る所の土地の完全なる缺如こそが、いま指摘せられてゐるのである。而も、そのあとを承けて書簡は、次の如く述べてゐる。

Ideoque vacantes ac sine coniugio, exacto tempore pubertatis, nullo continentiae proposito pordurent, atque hanc ob rem uel patriam suam, pro qua militare debuerant, trans mare abeuntes relinquunt ; uel maiore scelere atque impudentia, qui propositum castitatis non habent, luxuria ac fornicationi deserviant, neque ab ipsis sacratissimis Deo uirginibus abstineant. すなわち、「そのために、彼等は、男性的成熟(*pubertas*)の時期に達して〔なお且つ〕*causa causa*して結婚をすることもなく(*vacantes ac sine coniugio*)、全く節制(*continentia*)の志向(*propositum*)を持ちこたえたと云うことがない。このゆえに、彼等は、そのために彼等が戦うべき義務ある祖国を見捨てて、海を渡って〔他国へ〕立去るか、さもなければ、より大いなる罪と破廉恥とに値いすることであるが、彼等は節制(*castitas*)の志向を持ち合わせないがゆえに、逸樂と放蕩とに身を委ね、神に捧げられた処女たちに対してすら慎む所がない」と云うのであって、当時如何にノーサンブリア王国の上流社会に、元來国王の藩屏たるべき貴族また従士の子弟にして、父親の土地財産を「当然のこととして」相続する訣にかざるため、最早結婚して落着くべき年齢に達していながらなお且つ一家を成すことなき者たちが充ち満ち、その一部気骨ある者たちは、彼等により良き人生を約束する海外諸国に己れの新たな運命を開拓せんと欲し、然らざる者たちは、不義密通を含めて凡そ放蕩三昧に日々を過し、身を持ち崩していたか——其処にヴィヴィッドに描き出されており、ホワイトロク女史の言う如く、いま此の書簡の筆者に依つて、若きイエズイースたるものは、彼が結婚して彼自身の家庭を創設

し得るよう、彼の主君より土地を授与されることを期待する権利がある」と考えられていたことが充分諒解せられるのである。<sup>(20)</sup>而して、ベータダは、なお、ウエアマス＝ジャロウの歴代僧院長を伝えるその著作『*Incipit vita beatorum abbatum Benedicti, Ceolfredi, Eosterwini, Sigfridi, atque Hwaetberhti*』<sup>(21)</sup>の中で、彼が幼齡七歳にして初めて同僧院に入りし時の師にして抑々同僧院の建設者たる Benedict Biscop (628～690) に就いて、師ハネディクトが廿五歳の時身を聖界に投ずるに至る迄のことを敘し、

*Nobili quidem stirpe gentis Anglorum progenitus, sed non minori nobilitate mentis ad promerenda semper angelorum consortia suspensus. Denique cum esset minister Oswiu regis, et possessionem terrae suo gradu competentem illo donante perciperet,...* (彼(ハネディクト)は慥かにアングル人の高貴な家柄の出ではあったが、いま「その家柄の高貴さに比し」決してより乏しからざる所の精神の高貴さに依って不斷に天使達の仲間へ高め上せらるるに値いた。結局、彼は「ノーサンブリア国」王 Oswiu (r. 641～670) の *minister* になった。而して、彼(王)の贈与に依り彼(ハネディクト)の地位に適合的なる土地の占有を享受するに至った、……) と述べているのであるが、<sup>(22)</sup>此処に現われる *minister* も、前記エグバート宛書簡に見えた *miles* また *comes* 同様、オウルド＝イングリシユの *gesith* に該当するところのラテンであって、此の場合ハネディクトの地位にふさわしいものとしてオスウィ王に依ってなされた所の土地の授与また、元來、*perpetual* な *absolute* な夫れならざる *temporary* な *conditional* な夫れであった、と推断せられるのである。

我々は、斯かるベータダの書簡また僧院長伝に現われる従士に対する土地の授与、またその結果其処に成立を見たる所の土地占有の形態を、それぞれ、それらの表現自体は後世——第九世紀末葉乃至第十世紀中葉以降初めて文書上に

あらわれるものはあるとしても、当時のオウルド・メイン・ブリッュを謂う所の *len* (Modern English—loan), *lenland* (loanland) を以て事実上表わすことを得るのである。

- (一) *Venerabilis Baedae, Opera Historica*, ed. Charles Plummer (Oxford, 1896), *Tomus Prior*, pp. 405-423. Cf. *English Historical Documents*, Vol. I, ed. Dorothy Whitelock (London, 1955), pp. 735-745. 近來『英の歴史文獻』と云ふ名の立場より國誌中の諸研究には、古き國制史・社会史・經濟史の諸領域に限るべきが、其本文のいふ如き種々の J. M. Kemble, *The Saxons in England* (2 vols., London, 1849; New edn., 1876), I, 290-292; William Stubbs, *The Constitutional History of England* (3 vols., Oxford, 1874-78), Vol. I (6th edn., 1903), pp. 171, 250; Frederic Seebohm, *The English Village Community* (London, 1883; 4th edn., 1890), p. 163; Paul Vinogradoff, "Folkland," *English Historical Review*, Vol. viii (1893), No. 1, pp. 13 f. (*The Collected Papers of Paul Vinogradoff* (2 vols., Oxford, 1928), I, 106 f.); F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (Cambridge, 1897), pp. 242 f.; H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions* (Cambridge, 1905; reissued, New York, 1963), pp. 366-372; Thomas Hodgkin, *The History of England from the Earliest Times to the Norman Conquest* (London, 1906), pp. 243 ff.; R. H. Hodgkin, *A History of the Anglo-Saxons* (2 vols., Oxford, 1924), II, 417; J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England from the English Settlement to 1485* (London, 1937), p. 19; F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943), pp. 160 f.; Dorothy Whitelock, *The Beginnings of English Society* (Harmondsworth, 1952), p. 172; Eric John, *Land Tenure in Early England* (Leicester, 1960), pp. 44 f., etc.
- (二) Cf. Maitland, *op. cit.*, p. 229.
- (三) Cf. F. M. Stenton, *The Latin Charters of the Anglo-Saxon Period* (Oxford, 1955), p. 59.
- (四) *Cartularium Saxonicum*, ed. W. de Birch (3 vols., London, 1885-93), No. 32; *A Hand-Book to the Land-Charters, and other Saxon Documents*, ed. J. Earle (Oxford, 1888), pp. 4-5.

- (5) 拙著『インングランド封建制の形成』(昭和三十四年)二六四頁、註(2)参照。
- (6) *Epistola Baedae ad Egbertum Episcopum* (ed. Plummer, i, 415) : 'in ius sibi haereditarium regalibus edictis faciant asseribi, ipsa quoque litteras privilegiorum suorum.'
- (7) *Codex Diplomaticus Fevi Saxonici*, ed. J. M. Kemble (6 vols., London, 1839-48), No. 80 ; *Birch, Cartularium*, No. 154 ; *Earle, Land-Charters*, pp. 29-30. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 453-454. 544' *cassatus* (pl. *cassati*) なるブテンが既出(三〇頁)の *manens* (pl. *manentes*) 同様。本来オウルド・イングリシユの *hid* すなわち近代英語の *hide* の同意語なることに就くは、*Maitland, op. cit.*, pp. 335, 359 f. ; H. P. R. Finberg, *Roman and Saxon Withington* (Leicester, 1955 ; 2nd edn, 1959), p. 13 ; C. S. Taylor, "The Pre-Domesday Hide of Gloucestershire," *Transactions of the Bristol and Gloucestershire Archaeological Society*, Vol. XVIII (1893-94), pp. 289-319. 参照。
- (8) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 82 ; *Birch, Cartularium*, No. 156 ; *Earle, Land-Charters*, pp. 31-32. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 454-455.
- (9) 此処に出でくる *Hwicce* 人とは、第七世紀に今日のグロスタシャ・ウスタシャ両州、Warwickshire 州の西半部に占拠していたアングロサクソン人で、彼等の占拠地域は、かの Theodorius (c. 602~690) のキャンタベリ大司教就任(六六九)以来彼に依り強力に推し進められたイングラントの教会組織の統一過程に於て、その司教座がウスタ市に定められた一個独立の司教管区に編成せられたが、政治的には、マーシア王国の一部に包摂されて、フウィッケ人自身の首長に依り直接統治される。マーシア王国の多かれ少かれ自治的な一区域をなした。即ち、フウィッケ人の首長は、マーシア人の王を自己の宗主と仰ぐ。その *under-king* (Unterkönig) の地位に在ったのである。 Cf. Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 43 ; Finberg, *op. cit.*, p. 6.
- (10) Cf. Finberg, *op. cit.*, p. 35.
- (11) この Coln 河の上流の地に於ける修道院の建設は、おそらく、六九一年、ノーサンブリア王 Aldfrith (r. 685~705) に依りその六八六年以来のヨークの司教の地位を追われ南隣マーシア王国に亡命、以後十一年間前記エセルレド王の保護の下に在って同国に数多くの修道院を建設せる事蹟が知られている。有名な Wilfrith (634~709) の奨励に基づくものであろう。なお、此の時代一般に *abbess* に依って支配せられ、男女両性の修道僧を包擁する修道院を、*'double monasteries'* (Doppel-



- klöster) といふのは、<sup>1)</sup> 彼等の足僧院は、此の性格のものを、たゞおひつと考へられる。 Cf. Stenton, *Anglo-Saxon England*, pp. 143, 161; Finberg, *op. cit.*, p. 6.
- (21) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 124; Birch, *Cartularium*, No. 217; Earle, *Land-Charters*, pp. 52-53. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 464.
- (22) Finberg, *op. cit.*, p. 35.
- (14) Vinogradoff, *Collected Papers*, I, 106.
- (15) Chadwick, *op. cit.*, p. 368 f.
- (16) 本稿三〇—三二頁参照。
- (17) Seeborn, *op. cit.*, p. 168.
- (18) Stenton, *Latin Charters*, p. 61.
- (19) *Ibid.*, p. 60.
- (20) Whitelock, *op. cit.*, p. 36.
- (21) Venerabilis Baedae, *Opera Historica*, ed. Charles Plummer, *Tomus Prior*, pp. 364-387.
- (22) *Ibid.*, I, 364.

—

以上、我々は、主としてバーダの記述を手懸りにして、いま「七王国」の一つノーサンブリア王国にその例証を求めつつ、一般に初期のアングロ・サクソンの国家に於て、一時的に授与せられる土地としてのレーンランド、永久的に授与せられる土地としてのブックランドと云う、二つの土地占有形態が共にその上に成立すべき一般的基盤として——斯かる二つの土地占有形態の共通の源泉として、そこに「王領」なるものの存在せることを推定した。

しかれば、そのいわゆる「王領」とは何ぞや。夫れは、単純に「王の土地」を意味するのであるうか。答は、一応、然りである。例えば、ひとは次のごときチャータを見るがよい。今日現存するイースト・サクソンのチャータの最古のものは、夫れに依つて、六八五—六九四年の間に——おそらく六九〇—六九三年の間に、イースト・サクソン人の王（——Essexの王）Sebbiの親族（*parents*）Ethelraedなる者が、「彼（セビ王）の同意の下に」（*cum ips[us] consensu*）「余（エセルレッド）自身の自由意志に基き」（*propria v[ol]untate*）「尼僧院長 Ethelburh に対して」 Bed-danham と称せられる、彼女の僧院<sup>(24)</sup>「の土地」を拡大せんとする所の目的を以て、*Rcingaham, Budinham, Deccanharn (Dagenham), Angenlabesham* と「夫々」呼ばれる所の土地<sup>(25)</sup> および Widmund の農地と呼ばれる「森林の中に在る農地」（*campo in silva*）「以上併せて四〇マンヌ（＝四〇ハイド）」（*quæ simul sunt conjuncta. xi. manen[ti]um usque*）を「夫れに属する総てのものと共に」、農地と森林、牧草地と沼地「と共に」（*cum omnibus ad se pertinentibus cum campis silvis pratis et marisco*）譲渡したところのチャータであるが、その場合、注目すべきは、其処に、「汝並びに汝の後継者達が共に保有し占有し得べく、且つ又汝がその同じ土地を以て「為さんと」欲する如何なることにても為し得る所の自由なる権能を有し得べく……永久に引渡し、余の「正当なる占有」権より汝の夫れ（正当なる占有権）に移さんとす」（*perp[et]ua iter trado et de meo [i]ure in tuo transcribo . . . . ut tam tu quam posteri tui teneatis possideatis et quæcumque volueris de eadem facere terra liberam habeatis potestatem*）と云うフレーズが読みとられるのである。そのほか、此の時代のチャータに、王が教会に対して寄進を為さんとするとき、問題の土地を屢々「朕の土地」（*tellus mea*）とりわけ「朕の正当なる占有権の存する土地」（*terra iuris mei*）と表現している場合のあることは、夙に先学に依り指摘せられている所だ

あるが<sup>(26)</sup>我々は斯かる事例を、第九世紀初葉「マーシア人の王たると共にまた Kent 人の王」(rex Merciorum vel etiam Contwariorum) たりし Geolwulf 一世 (r. 821~823) が、その戴冠式当日一八二二年九月十七日に、自己の 'consecrator' たるキャンタベリ大司教 Wulfred (在職 805~832) に対して与えた所のチャータの裡に認めることが出来る。即ち、ケルウルフは、ウルフレドに対し、「ケント地方に於ける Mylentun (Milton?)<sup>(28)</sup> と呼ばれる処に在る五ブラウランド(=五ハイド)の土地」を「(u. aratro. in provincia Cantiae ubi nominatur Mylentu r') 夫れに当然属すべき一切の利得と共に、農地・森林・牧草地・放牧場・水流・製粉場・漁場・野鳥捕獲場・獵場、その他その内に含まれるもの総てと共に」(cum omnibus usis ad eam rite pertinentibus. cum campis. silbis. pratis. pascuis. aquis. molinis. piscationibus. aucupationibus. venationibus. et quicquid in se abentibus) 「所持し占有し交換し得る所の、或は又彼(ウルフレド)の喜ばしめんと欲する彼れお気に入り何人にも彼の死後「その財産を」遺贈し得る所の、彼自身の権能にまで」(in propriam potestatem. ad abendum possidendum. commutandumque vel etiam post se relinquendam cuiuscumque ei karorum placuerit) 「贈与・譲渡せんとす」(dabo et concedo) と言っているのであるが、その場合、斯かる五ハイドの土地は、まさしく「朕の「正当なる占有」権の存する土地の一部」(aliquam partem terre juris meae) に当ると銘記されているのである。

兎に角「王領」が、「一言言葉の単純な意味に於て「王の土地」を意味する、と云うことは、我々が「王領」なるものを観念する際、まずもって明瞭に認識し、片時も忘れてはならない大前提をなす。若しも此の点に関する我々の認識にして曖昧模糊たるものがあるならば、我々は「王領」について語りながら、いつしか王権よりきりはなされたる、国家の所有地、ケムブル流の旧いマルク共同体学説 (Markgenossenschaftslehre) に依拠する「民族或いは一般族民

の共有地」——言わばアングロ・サクソンに於ける *ager publicus* の如きものをこそ、まさしく「王領」なる名辭の下に観念しつづつあることになる。歴史的眞実にして若しも左様なものであるとしたならば、何故當時の王の發行に係る文書は、その譲渡せんとする所の土地を、*tellus mea*、*terra mea* などと記さずに、端的に、*terra gentis meae*（我が民族の土地）とか、或いは又 *terra gentis Merciorum*（マーシア人の土地）と云う風に記さないのであろうか。飽くまで「王領」は「王領」であつて、夫れ以外の何物でもないのである。

然しながら、より大いなる問題は、むしろ斯かる直接的な認識の彼方にこそ控えている、と言わねばならない。即ち、此の場合の「朕の土地」と云うのは、その土地が、飽くまで国王としての、当該国王に属している、と云う意味なのか、それとも、彼れ国王に——この際余りにも近代的なる発想法に基く表現を敢えて用いることが仮りに許されるとして——彼の個人的能力に於て属している、と云う意味なのか、と云う問題である。

此の問題を窮極的に解決するための手懸りを与えるものとして、我々は茲に甚だ興味ある史料を有っている。夫れは、「ノルマン征服」以前のアングロ・サクソン時代の初期——「七王国」時代において、ノーサンブリア・マーシアの両王国につづいて第九世紀に入つて大いに勃興を見、遂に八二九年その Egbert (r. 802~839) 王のとき全イングランドをほぼ統一するに至つた所の Wessex 王国の、エグバートの次代の王 Athelwulf (r. 839~858) が、八四六年十二月廿六日附發行せる一つのチャーターである。それに依れば、彼れウェシクス王エセルウルフは、「朕の司教たちまた重臣たちの同意と許諾とを得て」(cum consensu ac licentia episcoporum et principum meorum)、「或る一部の土地、二〇マンス (=二〇ハイド) を」(aliquantulam ruris partem viginti manentium)、「朕が、牧草地・放牧場と共に、農地・森林と共に、流るる水、澱める水と共に」(「それを」)所持し享受し、更には朕が、何人に対

してであれ朕にとつて喜ばしきが如くに（——朕の好む所の者が何人にもあれその者に）「是れを」永久に遺贈し得むやう」(me ad habendum et ad perfrundum cum pratis et pascuis cum campis et silvis cum aquis currentium et incurritium . et iterum qualicumque prout me placabilis sit aeternaliter relinquendum)「朕自身の世襲財産〔の形〕にまづ」(in hereditatem propriam)「朕自身に帰せらるべく命じたり」(mihi... describe jussi)と云うのである。即ち、このテクストのまた他の箇所の記事に従えば——本状のオウルド・ド・イングリッシュの《descriptio》(註(28)参照)を具さに検討せる Rose-Troup 女史の考証に依れば、今日の Devon 州南部の The South Hams と称せられる地域の一部、東は Dart 河の線より西は Plym 河の線に至る海岸沿いの広大な地方の<sup>(30)</sup>——Ham (homme) に在ったという「彼の重臣たちが王エセルウルフに〔その権利を〕許せる二〇ハイド〔の土地〕」(orum vigintorum cassatorum qui Athelwulfe regi... senatores ejus concessissent)は、今や王に依って王自身に對し「世襲財産」として授与されているのである。換言すれば、斯かるハムの二〇ハイドの土地は、今や「王領」より王個人、ブックランドに転化するに至っているのである。

かくて、我々は、斯かる王領の王のブックランドへの転化の手続——斯かる手続を指して一般的に、'book' すること、'booking' と云う——から逆推することに依り、抑々初期の「王領」とは、その占有権者たる王自身と雖も恣まみにはその好む所の者に譲渡し遺贈する法的権能を有せざりし所の土地の謂である、と、いま暫定的に定義づけることを得るのであらう。

而して右のエセルウルフのチャータと同様の法的手続を表わせるチャータとしては、なおこのほか、これよりさき第八世紀末葉(七九八)に、マーシア王 Offa (r. 757~796)の同様手続に關説せるチャータもあり<sup>(32)</sup>、また、遙か後

世「Badgar 王 (r. 959~975) のチャータも存する。後者は、九六三年にエアドガール王が是れによって Wiltshire 州の「Patney に於ける……五マンス (= 五ハイド) 〔の土地〕」(v. mansas … et Peatanige) を、「朕の死後如何なる者にてもあれ朕の希望する所の相続人に対し永代的なる世襲財産として遺贈する」(post me cuiusque voluero perhenititer heredi derelinquam in aeternam hereditatem) 自由を有する所の、特権的な土地として占有 (habeo) する旨宣言せる所のものである。<sup>(33)</sup>

かくして、これらの王による王自身への「booking」に関する証拠の存在に依って、さきに我々の提起せる二つの疑問、当時の王領は、国王としての、当該国王に属せる土地なりや、はたまた、彼に彼の個人的能力に於て属せる土地なりや、と云う二つの疑問に対しては、我々はいま、その孰れの疑問に対しても、然り否、否然り、と答えなければならぬと云うことは最早瞭らかなる所であろう。すなわち、当時の王領は、正に、国王としての当該国王に属せる土地であると共に、彼に彼の個人的能力に於て属せる土地でもあり、またその逆 (vice versa) であったのである。と云うことは、いま、当時の王領は、一面、本来的土地占有形態としては王のフォウクランドであったと云うこと、すなわち、夫れは、ブックランドがブックライトに依つて個人に占有され、占有者その人に依り自由譲渡・遺贈することを法的に認められていたのに対して、アングロ・サクソン古来の「traditional」な「ordinary」な「common law」(不文律の部族的慣習法 Volksrecht) ——土地を家族所有地 (family estate) として飽くまで家族の内部に止め置かんとする——に基く権利 (folkright—folkright) に依つて個人に占有される所の土地としての folkland のいま王の占有に係る夫れであったと云うこと、を意味している。そこで、我々は、以下少しく此の点に関して考察を加えてみなければならない。

八五八年、当時前記エセルウルフの次代のウエシクス王たりし Ethelbald(r. 858~860)の下に、Kent 王(下王)の地位に在った所のその弟 Ethelberht「のち、八六〇—八六五年、ウエシクス王」の發行に係る一つのチャーターは、そこに次の如き記述が見出される。<sup>(34)</sup>「朕、王エセルヘルフトは、朕の俗人の貴族たち並びに教会の高位聖職者たちの同意と許諾とを得て(cum consensu ac licentia meorum secularium optinatum divinorumque personarum)朕の正当なる占有権の存する所の土地の一部、即ち *Wassingwell* と呼ばれる処に在る五フ라우ランド(=五ハイド)〔土地〕を (aliquam partem terre juris mei, hoc est. v. aratra in illa loco ubi Wasngwelle nominatur) 彼の土地、即ち〔Ashford 近傍〕<sup>(35)</sup> Mersham の〔土地〕との交換に於て (in bicissitudinem alterius terre, hoc est et Mersham) 朕の忠実なる従士 <sup>(36)</sup> Wullaf に対して欣然として授与し讓渡せんとす (Iventi animo dabo et con- cedo meo fidei ministro Wullafe)。「この際」このワシングウエルにおける上述の土地を、朕、エセルヘルフトは、マーンシャムにおける前述の土地が以前に然りしが如くに (sicut ante fuerat illa prenominata terra et Mersham) 永久に王への奉仕に対する一切の負担より解放せんとす (ab omni servitute regali operis eternaliter liberabo)。「これら(以下に掲げるが如きいくつかの沼地)<sup>(38)</sup>は、慥かに、その同じ土地に正しく正当に属する沼地にして、それらはなきて Hega の有したものとこのものなり (hec sunt etenim marisci que ad eandem terram rite ac recte pertinent quos H'ega ante abuerat)」。即ち、<sup>(39)</sup> *Wye* ならびに *Lenham* に共に帰属したる所の、*Wye* の人民の一つの酪農場 (an wiarawic quae ante subjecta erat to Wii et to Leannaham) 又た *Faversham* 〔の潮の差す海岸の沼地〕に在る一つの製塩所 (et Febrisham .i. sealterr) 又た *Blean* の森に王の荷車と共に〔伐木運搬のため〕二台の荷車を乗り入れ〔る権利〕<sup>(40)</sup>、また〔同所に〕王の牡牛と共に四匹の牡牛を放牧する〔権利〕

(.ii. wena gang mid cyninges wenum to Blean ðem wiada et. iii. oxnum gers mid cyninges oxnum)。ワイの人民の酪農場に於ては三〇ウエイのチーズ、而してワイの人民の他の酪農場に於てはまた一〇ウエイのチーズと二十匹の仔羊ならびに二十匹分の羊毛〔を夫々産す〕(an wiwarawic. xxx. statera kasei et item. x. statera in alia wiwarawic et. xx. lamba et. xx. fehta)°。而してフシングウエルにおける前記の土地は「古来」有名なこれらの(以下に挙べるが如き)境界を「有す」。即ち、西に Wigihelm と Wulfaf とが占有する所の王のフォウ克蘭ズ、北に『Cuthricの丘原』 *Heregetheland*,<sup>(41)</sup> 東にウィグヘルムの土地<sup>(42)</sup>、南に Chart なる司教の土地 (Hec autem terra suprascripta et Wassingwellan his notissimis terminibus antiquius circum jacentibus ab occidente cyniges folcland quod abet Wigihelm et Wulfaf, ab aquilone Cuðrices dun heregeðeland, ab oriente Wigihelmnes land, a merite bisepes land to Cert.)°。而して、一つはフシングウエルに、いま一つは *Hwitecelde* に在る、その同じ土地に属する所の二つの製粉場 (.ii. que molina ad illam eandem terram pertinentia una an Wassingwellan alia an Hwiteceland)°。これら(以下に掲げるが如き豚の放牧場)は、我等が我等の言葉(ケント地方の方言で)に *denbera* と称する所の豚の放牧場として<sup>(43)</sup> *Lamburman-den*, *Orrices-den*, *Tilden*, *Stanehtan-den*, およびフシングウエルに属する所の *Sandhurst* と呼ばれる森林、即ち是れなり (Hec sunt pascua porcorum quot nostra lingua *denbera* nominamus, hoc est Lamburnanden, Orricesden, Tilden, Stanehtandenn et illa silva Sandhyrst nominatur que pertinet to Wassingwellan.)°。而して朕は、此の(——以下述べるが如き)特権を、このフシングウエルにおける同じ地片に対してまた同じく前記のウルラーフに対して、朕の権臣たちの同意と許諾の下に快く授与したり (Hancque liveratam huic eodem agellulo illo que



Wullafe simlifer et Wassingwellan cum consensu ac licentia meorum optimatum liventer largitus sum) — 今後、一切の王への貢租、また暴力に依り刑事問題に依り強ひらるる諸奉仕よりして、さむにはエフルドルマン(州太守)の支配、盗人の逮捕、軍役のみを除きあらゆる世俗の義務、橋梁の建設、城塞の防禦工事よりして、夫れ(ワシングウェルの前記の地片)は解放せられ免がれてあらん(ut omnium regalium tributum et vi exactorum operum et penaliū rerum, principali dominatione, furisque comprehensione et cuncta seculari gravidine absque expeditione sola et pontium structura et arcium munitionibus.)」而して、チャータは「このあとお定まりの *anathema* の文言を以て結はれるのであるが、此のチャータを記せる羊皮紙の裏面には、なお、チャータ表面と同時代の書き手に成りケント地方の方言による所の、次の如きアングロサクソン語の裏書 (endorsement) 或いは摘要 (summary) が見出される。<sup>(44)</sup>

Dis stondan ðes landes boec et Wassingwellan ðet Eðelbearht cyning Wullafe sealde his ðegne wið oðrum sue miclum lande et Mersahan se cyning sealde 7 gebocade Wullafe fif sulung landes et Was-singwellan wið ðem fif sulungum et Mersahan 7 se cyning dyde ðet land et Mersahan him to folclande  
 ða hie ðem landum iehwerfed hetdan butan ðem merscum 7 butan ðem seatern et fetresham 7 butan ðem wioda ðe to ðem seatern limpð. (以上は王エセルベルフトが彼の従士ウルラーフに、マーシャムにおける同じ大いさのいま一つの土地の代りに授与し給へる所の、ワシングウェルの土地の地券(土地権利文書)なり。王はウルラーフにマーシャムにおける五スルング(=五ハイド)の土地の代りにワシングウェルにおける五スルングの土地を授与し、「ブック」し給へり。而して、諸々の沼地を除き、フェヴァシャムにおける製塩所を除き、該製塩所

に附属せる森林を除きて、彼等（王とウルラーフ両者）が土地を交換し合へるとき、王は、マーシャムに於けるその土地を彼のためにフォウ克蘭ドとなし給へり。」

右のチャータ並びにその裏書に依つて我々の知り得ることは、まず、当時王の占有に係るフォウ克蘭ド——チャータ本文に謂うところの *cyminges folcland* が其処に実存した、と云うことであり、それこそが、上来我々の考察し来れるところの「王領」の実体、にほかならない、と云うことである。

即ち、この *Ethelberht* 王と従士 *Willaf* との間の土地交換の対象となれる所の二つの土地——ワシングウェルにおける五ハイドの土地とマーシャムにおける同価値五ハイドの土地とは、まず、前者について言えば、夫れは交換以前は王の「正当なる占有権の存する所の土地の一部」であつたものが今や王に依り従士ウルラーフに *'geboctian'* (to 'book') せられて、交換以後は、まさしく *'boc'* ('book') 「土地権利文書」に基き占有される所の土地、すなわちブックランドに転化せしめられたのであり、他方後者マーシャムにおける土地は如何と云うに、夫れは、交換以前は、前者ワシングウェルにおける土地が交換以後享受するに至るところの *immunitas* (immunity) ——すなわち軍役以外一切の、国王に国家に対する公共的世俗的な奉仕の義務、貢租負担の義務を免がれる所の特権 (*privilegium*) を有するブックランドであつたものが、交換以後は、まさしく交換以前の前者ワシングウェルにおける土地と同様、王の掌中に於て王の「正当なる占有権の存する所の」フォウ克蘭ドに転化（＝復帰）したのである。

因みに、一九六〇年、「第一義的に論争的」(*'primarily disputatious'*)<sup>(45)</sup> たらんことを目的として『中世初期イングランドの土地占有』なる一書を公刊せるエリック・ヂュン<sup>(45)</sup>は、右の書に於てこのチャータとその裏書を取り上げ、その交換以前マーシャムにおける土地が果してブックランドであつたかを疑い、交換以後今や王自身に依つて占有さるる

「王のフォウ克蘭ド」となれる所のマーシャムにおける五ハイドの土地は、交換以前に於ては必ずや此のチャータの被授与者に依つて占有せられる所の「王のフォウ克蘭ド」として存したに相違ない、と云う新解釈を提示して(46)いる。その場合、彼が、チャータ本文に出てくる「王のフォウ克蘭ド」についての王以外の占有者の一人 *Wulfaf* を以て此のチャータの被授与者 *Wulfaf* と同一人と見做す点は我々に依つて十分首肯せられ得る点であるが、然しながら、彼が、右の如きウルフラーフに依る所の「王のフォウ克蘭ド」の占有なる事実を以て、マーシャムの土地の交換以前の性格に関するその新解釈の一つの根拠となしているのは、まことに以て腑に落ちない。奈何となれば、前記「王のフォウ克蘭ド」がチャータ本文中に現われるのは、いまこのチャータに依つてウルラーフ・ウルフラーフに対し授与されるワシングウェルの土地の境界に関する、その *descriptio* の部分に於てであり、当該「王のフォウ克蘭ド」がワシングウェルの土地の西側に在ることを示しているのみであつて、夫れはマーシャムの土地とはもともとなんら関係がないからである(一、般に、「王のフォウ克蘭ド」が王以外の者に依つて占有されることがありうる、何故今や王自身に依つて占有される「王のフォウ克蘭ド」となつたこの、特定の、マーシャムの土地が従来ウルフラーフと云つた王以外の者に依つて占有される「王のフォウ克蘭ド」であつたとされなければならぬのか?)。のみならず、このチャータ本文の別の箇所在る、前述の如くマーシャムの土地が曾つてブックランドのメルクマーとしてのインムニテートを有せしことを十分暗示するに足る、「マーシャムにおける前述の土地が以前に然りしが如くに」(*sicut ante fuerat illa prenominata terra et Mersham*)なるフレイズは、エリク・ジョンにあつてはその新解釈の形成に當つて奇怪なことに綺麗さっぱりと無視されて了つていのである。

彼の新解釈のいま一つの根拠は、右のチャータの裏書に、「諸々の沼地を除き、フェヴァシャムにおける製塩所を

除き、該製塩所に附属せる森林を除きて」とある点に関する。夫れは、彼の指摘する如く、チャータ本文中の「これら（以下に掲ぐるが如きいくつかの沼地）は、慥かに、その同じ土地に正しく正当に属する沼地にして、それらはさきに Hega の有したる所のものなり。即ち、さきに Wye ならびに Lenham に共に帰属したる所の、ワイの人民の一つの酪農場、また Faversham 「の潮の差す海岸の沼地」に在る一つの製塩所、また Blean の森に王の荷車と共に「伐木運搬のため」二台の荷車を乗り入れ「る権利」、また「同所に」王の牡牛と共に四匹の牡牛を放牧す「る権利」とあるのに照応する。その場合、「その同じ土地」(eandem terra) が、右の引用文の前文にあたる「〔その際〕このワシングウエルにおける上述の土地を、朕、エセルベルフトは、マーシャムにおける前述の土地が以前に然りしが如くに、永久に王への奉仕に対する一切の負担より解放せんとす。」に於けるワシングウエルであることは、そのコンテクストの上より明白である。然し、だからと云って、「これらは、慥かに、その同じ土地に正しく正当に属する沼地にして」を、ゼヨンの如く、それらが「ワシングウエルの土地と共にウルフラーフにブックされた」ことを意味すると迄解さなくともよい。——従来ブックランドとしてウルフラーフの占有し来れるマーシャムの土地の附属物たりしこれらの沼地「乃至それに伴える権利」が、「土地交換」に際して、従来のブックランドの状態のまま、マーシャムの土地より切り離されて、今やブックランドに転化されたワシングウエルに附属せしめられた、と解して一向に差し支えないのである。然し乍ら、いまエリック・ゼヨンが王以外の者に依って「王のフォウ克蘭ド」の占有せられる場合のあることに注意を差し向けたことと、このこと自体は真によいことであって、この八五八年のチャータが我々に示す所の、「ウィグヘルムとウルフラーフ(ウルラーフ)とが占有する所の王のフォウ克蘭ド」(cyringes folcland quod abet Wigehelm et Wulfaf)こそは、かの前節に於て我々の見たるヘーダのエグバート宛書簡並びに、ヘネディクト＝

ビスコープ伝に於ける、王より *miles (comes)* また *minister* に一時的に授与せられる土地——まさしく王領のノールランドに他ならないのである。すなわち、「王のフォウ克蘭ド」としての王領は、当時、一方に於て王の配下の俗人貴族たち或いは高位聖職者たちのいわゆる *votia* たち (*votian*) の同意と許諾の下にブックランドとして永久的にその臣下の者に授与せられると共に、他方又王と特定の臣下との間の合意 (*agreement*) に基いて、一時的に、臣下の者に授与せられたのである。

(23) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 155; Birch, *Cartularium*, No. 81; Earle, *Land-Charters*, pp. 13-14. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, pp. 446-448. 特に、此のチャータの成立年代に関して、後記の commentary と共に、最後書の編者ホワートロク女史に負うものである。なお、このチャータのテクストは、新刊の C. Hart, *The Early Charters of Barking Abbey* (Colchester, 1953) にも取められている由なれど、筆者未見。

(24) ホワートロク女史は、「このチャータに後世——と云っても依然なお「ノルマン征服」以前——の筆蹟に「」は Barking [僧院] のための土地権利文書なり」(This is seo boc to bercingon) と云うオウルド・イングリッシュの裏書 (endorsement) の存するところあり、このチャータの被授与者、*Aethelburh* を以て、*Chertsey* (Surrey) の僧院長またロンドン司教たりし *Forenwald* なる者の姉妹で、ほぼ此の時代に Barking 僧院を建設せる史実が知られてゐる、同名の女性と同一人ならんと推定し、このテクストに於ける *Beddanharn* の僧院を、今日の Essex 州の Thames 河北岸なる Barking 僧院のことであるとみなしている。

(25) ホワートロク女史によれば、これらの地名のうち、*Barking* (前註参照) の東に隣接する教区の *Dagenham* を除くほかはすべて、今日その場所を比定し得ないとされる。

(26) Kemble, *Cod. Dipl.*, Nos. 1; 27, 35, 77, 79, 999, 1006, 1007 [Birch, *Cartularium*, Nos. 3; 67, 81, 148, 153, 132, 179, 180.] —Maitland, *op. cit.*, p. 231.

(27) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 722; Birch, *Cartularium*, No. 370; Earle, *Land-Charters*, pp. 100-102. Cf. *Eng.*

*Hist. Doc.*, I, 474-475.

(82) この処が今日の何処にあたるかは不明。但し、このチャータの他の箇所の記述（「問題の土地の境界に関するいふゆる」*descriptio*）によつて、其処が現存角ケンブリ州の今日の Kensing 近傍であることだけは判断する。

(83) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 260; Birch, *Cartularium*, No. 451; Earle, *Land-Charters*, pp. 119-122. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 481-483. なお、当時北境のヘンリスマスから年が改まると考えらるゝので、当時の日附としては八四六年ではなく八四七年にならう。

(84) *Eng. Hist. Doc.*, I, 482.

(85) *この土地を*「*viginiti manentium*」を以て表わし、「*その*」と同じ土地を「*viginiorum cassatorum*」を以て表わす。これは「*manens*」の *cassatus* となるが、この同義語的關係にあることは明瞭である。前註(7)参照。

(86) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 1019; Birch, *Cartularium*, No. 291; Earle, *Land-Charters*, p. 67; 'Quas scilicet terras olim rex Offa, sibi viventi conscribere fecit suisque heredibus post eum, et post eorum cursum vite ecclesie quae sita est apud Beodoford consignari praecepit.' Cf. Stubbs, *op. cit.*, I, 145; *Eng. Hist. Doc.*, I, 470.

(87) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 1245; Birch, *Cartularium*, No. 1118.

(88) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 281; Birch, *Cartularium*, No. 486; *Diplomatarium Anglicum Fvii Saxonici*, ed.

B. Thorpe (London, 1865), pp. 119-121; Earle, *Land-Charters*, pp. 125-128. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 488-490.

(89) 拙著『アングロサクソン封建制の形成』一三四頁、註(10<sup>a</sup>)参照。

(90) Cf. Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 307.

(91) Cf. *Anglo-Saxon Writs*, ed. F. E. Harmer (Manchester, 1952), p. 454.

(92) この時代一般に東南部アングロサクソンに於ける沼地の農村経営に於て見せる重要意義については、Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 279. 参照。

(93) Cf. Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 280.

(94) Cf. *Anglo-Saxon Writs*, ed. Dorothy Whitelock (Cambridge, 1930), p. 207.

- (41) Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 489.
- (42) Cf. *ibid.*
- (43) Cf. Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 280.
- (44) この裏書の部分のみは『*Anglo-Saxon Charters*』, ed. A. J. Robertson (Cambridge, 1939; 2nd edn., 1956), p. 16. にも印刷せられてゐる。
- (45) Eric John, *Land Tenure in Early England* (Leicester, 1960). 本書出現の一般に研究史上有する所の意義に関しては、『*史学雑誌*』第七十二編第五号(三二二—三二四頁)、第七十三編第五号(三〇九—三一五頁)に於ける筆者の学界動向の記述を参看せられたる。
- (46) *Ibid.*, pp. 36 f.

附記 本稿は、筆者を代表者とする昭和三十八年度文部省科学研究費交附金による総合研究『イギリス封建社会成立期の研究』の筆者に於ける一部研究成果をなす。